

れんげの郷 訪問介護
サービス料金表(利用者負担額)
(1割負担)

令和6年4月1日

《身体介護中心》

| | 20分未満 | 20分以上 30分未満 | 30分以上 1時間未満 | 1時間以上 |
|---------|-------|----------------|----------------|--------------------|
| 基本単位数 | 163 | 244 | 387 | 567(30分を増すごとに82単位) |
| 処遇改善加算 | 37 | 55 | 87 | 別途計算 |
| 単位合計 | 200 | 299 | 474 | |
| 介護保険給付費 | 2,140 | 3,199 | 5,071 | |
| 自己負担額 | 214 | 319 | 507 | |

《生活援助》

| | 20分以上 45分未満 | 45分以上 | 身体介護に引き続き生活援助を行う場合 |
|---------|----------------|-------|---|
| 基本単位数 | 179 | 220 | 所要時間が20分から起算して25分を増すごとに 65単位(195単位を限度) |
| 処遇改善加算 | 40 | 49 | |
| 単位合計 | 219 | 269 | 別途計算 |
| 介護保険給付費 | 2,343 | 2,878 | |
| 自己負担額 | 234 | 287 | |

※介護職員処遇改善加算(Ⅱ)；処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算が一本化
計算式；基本単位数×月利用回数計(月利用総単位)×22.4%(四捨五入)

☆ 早朝(午前7～8時)、夜勤(午後6～9時)は25%割増となります。

☆ 訪問介護初回加算(200単位)

利用者様が過去2ヶ月当該指定訪問介護事業所から、指定訪問介護のサービスを受けていない場合に発生します。

☆ 緊急時訪問介護加算(100単位)

居宅介護サービス計画書に位置づけられない訪問介護(身体介護中心に限る)を、利用者またはその家族等から要請を受けてから、24時間以内に行った場合に発生します。

☆ 当事業所の通常の事業実施地域(平塚市)以外にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費がかかります。尚、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業実施地域を越えた地点から1kmごとに100円をいただきます。